

必要な手続について

公契約のうち、特定公契約の受注者は、当該業務に従事する労働者について、遵守状況に関する報告や下請負者等への指導等を行う義務を負い、特定の手続を行っていただく必要があります。

公契約	特定公契約
県が発注する 建設工事の請負契約	左記のうち予定価格が 3億円以上 のもの
県が 業務を委託する契約	左記のうち予定価格が 3千万円以上 のもの（※） （契約期間が6ヶ月を超えるものに限る）
県と指定管理者との 公の施設の管理に関する協定	左記のうち委託料上限額が 3千万円以上 のもの（※）

（※）次の業務のいずれかを含む内容のもの

ア 県が管理する建物及び土地における清掃業務、警備業務（機械警備業務を除く）、駐車場管理業務、受付業務、案内業務、宿日直業務又は電話交換業務

イ 県が管理する建物において行う給食の調理等の業務又は洗濯業務

必要な手続とは？

	いつ？	どのような手続が必要か？	誰が誰に？
①	・ 契約後速やかに	特定公契約履行責任者の選任・報告	特定受注者→県
②	・ 下請けさせる時 ・ 再委託をする時	下請負者等への明示及び指導	特定受注者→特定下請負者等
③	・ 事業に着手する時	労働者への明示	特定受注者→特定労働者
④	・ 初回は事業着手から3ヶ月後 ・ 以降は6ヶ月毎	定期の賃金支払状況等の報告	特定下請負者等→特定受注者→県
⑤	・ 県から説明や資料の提出を求められた時	疑義がある場合の説明等	特定下請負者等→特定受注者→県
⑥	・ 県が立入調査を行う時	立入調査への協力	特定受注者→特定下請負者等
⑦	・ 県から最低賃金や社会保険加入が守られていないと通知を受けた時	必要な措置の結果報告	特定下請負者等→特定特定受注者→県

※下記用語の意義は、「用語の定義」を参照してください。

・ 特定受注者 ・ 特定下請負者等 ・ 特定労働者

① 特定公契約履行責任者の選任・報告

- ・特定受注者は、県との連絡や、下請負者等に指示を行う履行責任者を1名選任してください。
- ・契約締結後速やかに「特定公契約履行責任者選任届」(※1)に必要事項(履行責任者の氏名・連絡先・受注者との関係等)を記載し、県に提出してください。
- ・連絡、指示などの業務が円滑に図られる方であれば、履行責任者の役職等は問いません。
- ・履行責任者の異動や変更があった場合は速やかにこの届を県に提出してください。
- ・特定公契約の事務の全てを履行責任者自ら行うことを求めているのではなく、履行責任者の責任において従業員や行政書士など外部の人材を補助者とし、事務を行うことは差し支えありません。

(※1) 9ページへ

② 下請負者等への明示及び指導

- ・特定受注者が業務の一部を下請させる場合や再委託する場合、特定公契約であることを説明します。
- ・説明を受けた事業者は、特定公契約であることを了解し、遵守事項を守ることを約した「特定公契約誓約書」(※2)を特定受注者に提出します。
- ・特定下請負者等が業務の一部をさらに下請負等させる場合(二次下請負者から三次下請負へといった場合も)同様の手続を行います。
- ・業務内容や特定労働者の有無にかかわらず、説明を行い、「特定公契約誓約書」の提出を求めます。
- ・特定受注者は、全ての特定下請負者等から提出された「特定公契約誓約書」(写しを含む)を保管します。
- ・「特定公契約誓約書」は契約終了後2年間保管してください。

(※2) 10ページへ

③ 労働者への明示

・特定受注者は、「特定労働者に明示すべき事項」(※3)を特定労働者へ明示してください。

・明示する際は特定労働者が従事する場所(作業現場、事務所など)の見やすい場所に掲示してください。

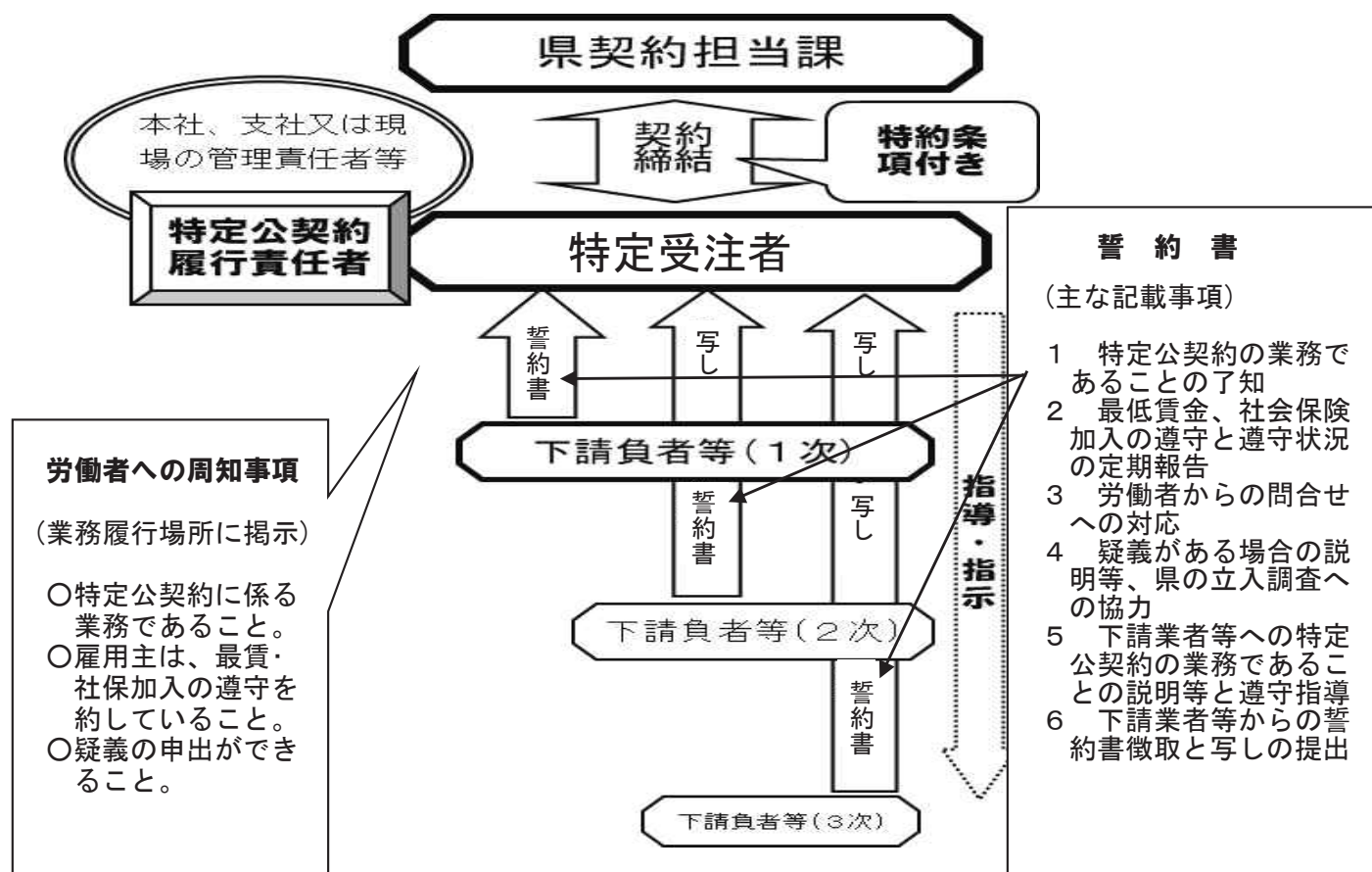
(特定労働者が少人数で、入れ替わりが少ない場合などにおいては、書面での交付に替えることも可能です。
この場合、受領簿を整備し履行場所等に備え付けてください。)

・特定労働者から特定受注者に対し、最低賃金以上の賃金が払われていない、社会保険の加入がされていないのではないかとという申出があった場合、特定受注者自身の特定労働者である時は、疑義を解消するように特定労働者に対し説明を行ってください。

・疑義の申出が特定下請負者等の場合、特定下請負者等に対し、疑義が申出された旨を連絡し、特定労働者に対し説明をするよう指導してください。

(※3) 11ページへ

①～③フロー図



④-1 定期の賃金支払状況等の報告

・特定受注者は、「賃金支払状況等報告送付書」(※4)及び「事業者別賃金支払状況等報告書」(※5)を作成し提出してください。

報告時期	報告する賃金支払状況等	県への提出締切日
初回	事業着手から3ヶ月を経過した日の属する月の1ヶ月分	作成月の翌月末日
2回目以降	初回作成した月から6ヶ月毎	作成月の翌月末日

県から特定受注者に賃金支払状況等を作成する月、提出する期間及び提出先が通知されます。

・特定受注者の特定下請負者等への対応

- I 特定下請負者等がある場合、すべての特定下請負者等の「事業者別賃金支払状況等報告書」を取りまとめて県へ提出してください。
- II 特定下請負者等に対し、県への提出期限に間に合うように提出期限を設け、提出されない場合、提出するよう指導してください。
- III 当該特定下請負者等に指導しても提出されない場合、その旨を「賃金支払状況等報告送付書」に記載し、県へ提出してください。

(※4) 12ページへ (※5) 13ページへ

④-2 定期の賃金支払状況等の報告

報告対象となる労働者

- ・特定公契約に係る業務に直接従事する次の労働者（特定下請負者等に雇用される労働者を含みます。）
- ・雇用形態を問いません

県が発注する 建設工事の請負契約	建設業法に規定する元請負人又は下請負人に雇用される労働者
県が 業務を委託する契約	県が管理する建物および土地における清掃・警備・駐車場管理・受付・案内・宿日直・電話交換業務。県が管理する建物において行う給食の調理・洗濯業務に従事する労働者
県と指定管理者との 公の施設の管理に関する協定	

報告対象外となる者

業務に直接従事しない者	(例) 会社役員、支店長、営業所長、一般事務員、工事における交通誘導員
履行場所（現場）において管理監督的な業務又は専門知識を要する業務に従事する者	(例) 会社役員等の労働基準法上の管理監督者、建設工事における現場代理人、監理技術者、主任技術者、その他法令上配置が必要な有資格者

④-3 定期の賃金支払状況等の報告

(事業者別賃金支払状況等報告書 条例第12条、施行規則第9条第2項関係)

事業者別賃金支払状況等報告書

記入例

特定公契約の名称		
契約の相手方(発注者)		
契約期間		年 月 日 ~ 年 月 日
報告者	事業者名	
	部署・氏名・電話番号	
賃金支払日		年 月 日

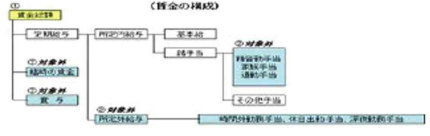
労働保険番号	
--------	--

該当する項目に「○」を記入してください。

労働関係法令遵守の表明状況	対応済	未対応	その他
賃金、労働時間、その他の労働条件を各労働者に書面で明示している。			
常時使用する労働者が10人以上の場合に、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知している。 (常時使用する労働者が10人未満のため作成していない場合は、「その他」を選択してください。)			

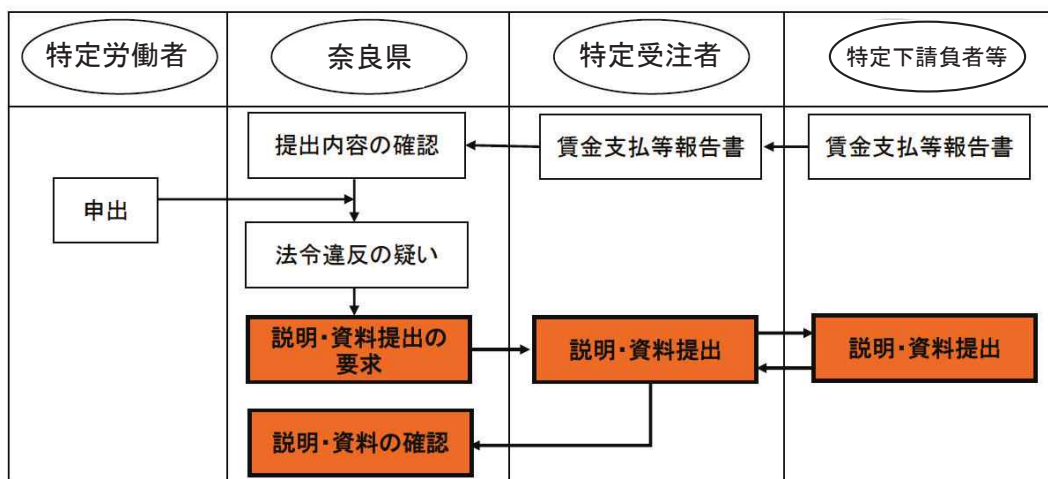
番号	従業員氏名	年齢	1時間当たりの賃金(円)	適用される最低賃金		社会保険の加入状況						備考
				都道府県名	最低賃金額	雇用保険		健康保険		厚生年金		
						加入有無	未加入理由	加入有無	未加入理由	加入有無	未加入理由	
1												
2												
3												
4												
5												

1時間当たりの賃金は下記の算出方法により計算後の額を記入してください。

1時間当たりの賃金	賃金総額① うち対象外の諸手当②	 ・賃金支払いの対象となった期間に特定公契約に係る業務以外の期間が含まれる場合は、特定公契約に係る業務の期間について日割按分し、それによりがたい場合は、支払った金額の全額としてください。
対象額③	賃金総額①－うち対象外の諸手当②＝対象額③	
労働日数④ (月給・日給の場合)	【月給】就業規則等で定められた年間所定労働日数 【日給】支払賃金の対象となった総労働日数(有給休暇日を含む) 【時給】該当なし	
労働時間⑤	【月給・日給】就業規則等で定められた1日所定労働時間数 【時給】支払賃金の対象となった総労働時間数	
【共通】小数点以下は切り捨て 算出方法 【月給】 ③×12ヵ月÷(④×⑤) 【日給】 ③÷(④×⑤) 【時給】 ③÷⑤ ※出来高払制(歩合制)の場合、時給としてください。		

⑤ 疑義がある場合の説明等

手続きの流れ



・「事業者別賃金支払状況等報告書」に疑義がある場合や、県に特定労働者から疑義の申出があった場合等において、県から特定受注者に文書で説明等の要求が行われます。

・特定受注者は、県が指定した期限までに「説明等に係る報告書」(※6)を提出してください。（参考資料がある場合、「説明等に係る報告書」に添付してください。）

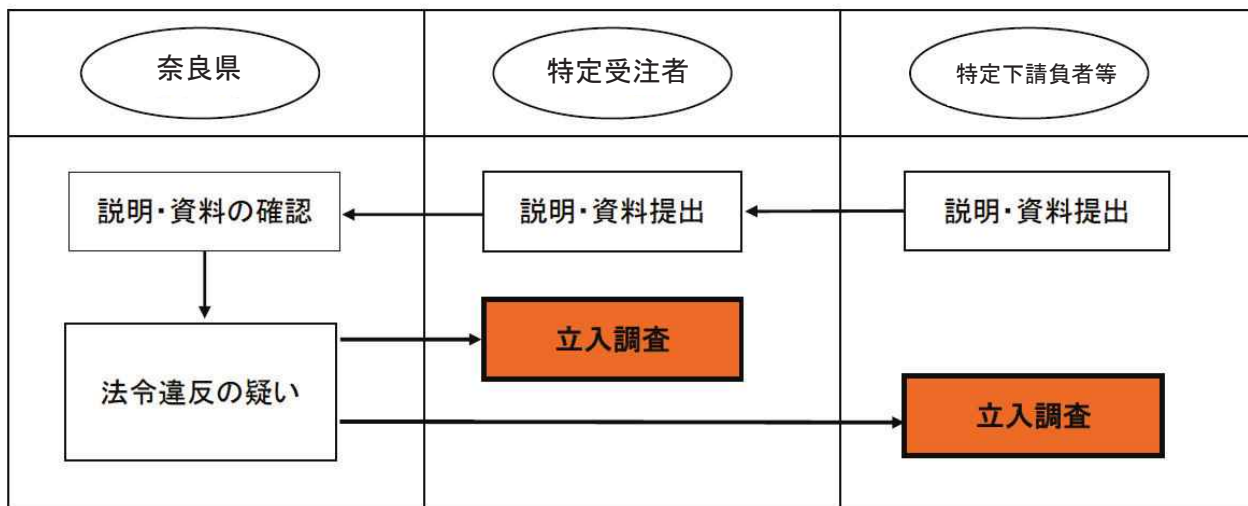
・特定受注者の特定下請負者等への対応

- I 特定下請負者等にかかる疑義の場合、特定受注者が当該特定下請負者等からの説明等に基づいて「説明等に係る報告書」を作成し、県へ提出してください。
- II 特定受注者は当該特定下請負者等に対し、県の提出に間に合うように提出期限を設け、資料の提出や説明等を求めてください。されない場合は、提出等するよう指導してください。
- III 特定受注者が当該特定下請負者等に指導しても資料の提出や説明等がされない場合、その旨を「説明等に係る報告書」に記載し、県へ提出してください。

(※6) 14ページへ

⑥ 立入調査への協力

手続きの流れ



・「説明等に係る報告書」が提出されない場合や、提出されても疑義が解消されない場合は、立入調査を行うことがあります。

・事前に通知しますので、県が求める資料を提示したり、質問に答えるなど、立入調査に協力してください。

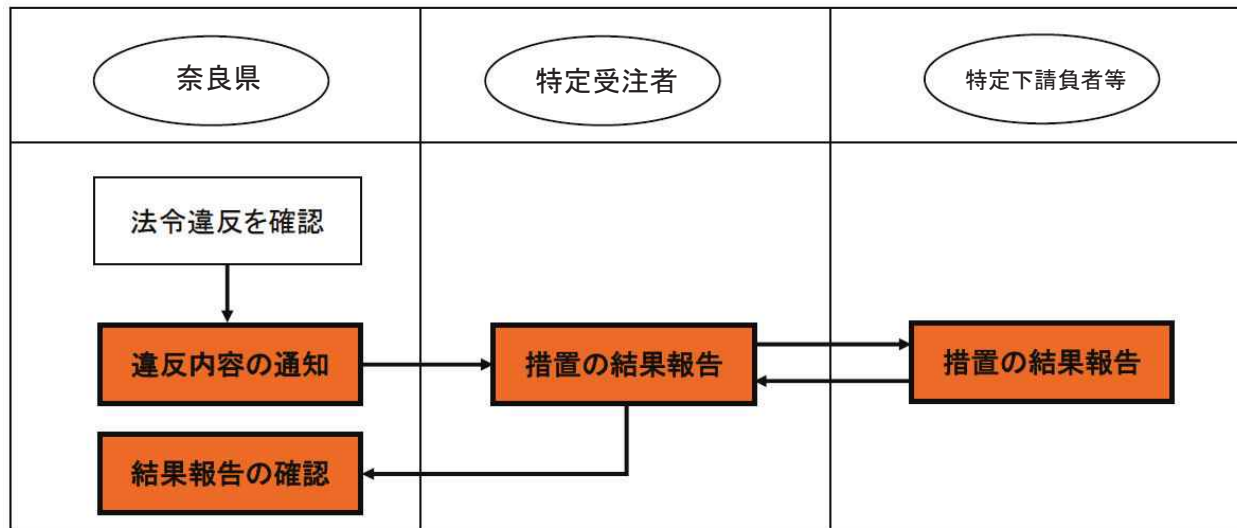
・特定受注者の特定下請負者等への対応

- I 特定受注者は、特定下請負者等への立入調査の場合、当該特定下請負者等へ立入調査に協力するよう指示してください。
- II 特定受注者(特定公契約履行責任者)は、当該特定下請負者等の立入調査に同行してください。

・特定下請負者等の対応

- I 特定下請負者等への立入調査の場合、立入調査に協力してください。

⑦ 必要な措置の結果報告



・法定の最低賃金額以上の賃金が支払われていない、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入させていない、労災保険に加入していないと認める場合、県から特定受注者に遵守していないと認める内容が通知されます。

・特定受注者は、県が指定した期限までに、遵守していないと認める内容に対し、講じた措置及びその結果を「措置報告書」(※7)により報告してください。

・必要な措置を講じるに当たり、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないでください。

・特定受注者の特定下請負者等への対応

- I 特定受注者は、遵守していないと認める内容が特定下請負者等の場合、特定受注者が当該特定下請負者等からの報告に基づいて「措置報告書」を作成し、県へ提出してください。
- II 特定受注者は、当該特定下請負者等に対し県の提出に間に合うよう提出期限を設け、資料の提出や説明等を求めてください。されない場合は、提出等するよう指導してください。
- III 特定受注者が、当該特定下請負者等に指導しても資料の提出や説明等がされない場合、その旨を「措置報告書」に記載し、県へ提出してください。

(※7) 15ページへ

(※1)特定公契約履行責任者選任届

(特定公契約履行責任者選任届 条例第9条、施行規則第7条関係)

令和 年 月 日

契約担当課等の長 殿

所在地
特定受注者の名称
代表者氏名
電話番号

特定公契約履行責任者の選任について（新規・変更）

奈良県公契約条例第9条の規定により、下記のとおり選任しましたので、届け出ます。

記

1 特定公契約の名称及び契約日

名 称 :

契約日 : 令和 年 月 日

(ふりがな)

2 履行責任者の氏名

3 履行責任者の連絡先

所在地

電話番号

ファックス番号

メールアドレス

4 受注者との関係

(※2)特定公契約誓約書

(特定公契約誓約書 条例第11条第1項・第3項関係)

特定公契約誓約書

【特定公契約の名称及び契約日】

名称：_____ 契約日：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

貴社から受注したこの業務が奈良県公契約条例の特定公契約に係る業務であることを承知し、以下のことを誓約します。

1 この業務について、次の事項を誠実に行います。

- ① この業務に従事する当社の労働者について、
 - ・法定の最低賃金額以上の賃金を支払うこと。
 - ・所定の要件に該当する場合は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入せるとともに、法令上必要な場合は、労災保険に加入すること。
 - ・貴社から指示があったときは、条例に基づきその状況を報告すること。
- ② 労働者から法定の最低賃金額以上の賃金が支払われているかどうかや社会保険に加入できるかどうかについての申出があった場合は、速やかに確認を行い、その結果を労働者に説明すること。
- ③ 貴社から、①の内容に関して説明等を求められたり、県が①の内容に関して当社に立入調査を行う場合は、説明や関係書類の提出などの必要な協力を行うこと。
- ④ 上記①～③について知り得た個人情報について適切に管理すること。

2 この業務の一部について、他の事業者、請負、受託又は労働者派遣をさせる場合は、次の事項を誠実に行います。

- ① その事業者、請負、受託又は労働者派遣に、奈良県公契約条例の特定公契約に係る業務であることを伝えること。
- ② その事業者、請負、受託又は労働者派遣に、この誓約書の内容と同じことを守るよう誓約書を提出させ、その写しを貴社に提出すること。また、当社がその事業者、請負、受託又は労働者派遣から誓約書の写しの提出を受けた場合は、貴社に送付すること。
- ③ その事業者、請負、受託又は労働者派遣が誓約書の内容を守っていない場合は、文書で守るよう指示すること。
- ④ その他特定公契約の遵守に係る受注者からの指示などに協力すること。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

_____ 殿

所在地 _____

事業者名 _____ 

代表者名 _____

(※3)特定労働者に明示すべき事項

(特定労働者に明示すべき事項 条例第10条、施行規則第8条関係)

令和 年 月 日

_____に従事するみなさまへ

【特定公契約の名称及び契約日】

名称：_____ 契約日：令和 年 月 日

- 1 この契約は奈良県公契約条例の特定公契約に該当します。
- 2 雇用主はこの業務に従事する労働者(※1)について以下のことを約束しています。
- ・法定の最低賃金額(※2)以上の賃金を支払うこと。
 - ・健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入させる(※3)とともに、労災保険に加入すること。
 - ・労働者から法定の最低賃金額以上の賃金が支払われているかどうかや法定の社会保険に加入できるかどうかについての申出があった場合は、速やかに確認を行い、その結果を労働者に説明すること(3を参照)。

(※1) この場合の労働者とは、正職員・パートタイマー・派遣社員等の就業形態を問わず、この業務に従事されている方をいいます。直接業務に従事しない会社役員や一般事務員などは除外されます。

(※2) _____の最低賃金は_____円(令和 年 月 日発効)です。

(※3) 雇用主は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について、労働者がそれぞれの要件に該当する場合は、加入させる義務があります。

- 3 労働者は雇用主が最低賃金以上の賃金の支払いや、社会保険の加入について遵守していないと考えるときは、雇用主のほか、奈良県又は特定受注者に申し出ることができます。

申出先	連 絡 先	
特定受注者の名称 (担当部署：)		
奈良県 会計局総務課	〒630-8501 奈良市登大路町30	電話 0742-27-8906

(※4)賃金支払状況等報告送付書

(賃金支払状況等報告送付書 条例第12条、施行規則第9条第3項関係)

令和 年 月 日

契約担当課等の長 殿

所在地
特定受注者の名称
代表者氏名

賃金支払状況等の報告について

奈良県公契約条例第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 特定公契約の名称及び契約日

名 称 :
契約日 : 令和 年 月 日

2 事業者別賃金支払等状況報告書

提出 社分
未提出 社分

※ 記入上の注意
2において特定下請負者等がある場合、
特定受注者及び特定下請負者等の合計数を
記入してください。

3 未提出の特定下請負者等への対応状況

①特定下請負者等の名称

所在地
電話番号

②報告を求めた日

③報告を求めた方法

文書 ・ メール ・ 電話 ・ (その他 :)

④報告を求めた日以降の経過

(※ 5) 事業者別賃金支払状況等報告書

事業者別賃金支払状況等報告書

特定公契約の名称		
契約の相手方(発注者)		
契約期間		年 月 日 ~ 年 月 日
報告者	事業者名	
	部署・氏名・電話番号	
賃金支払日		年 月 日

労働保険番号	
--------	--

該当する項目に「○」を記入してください。

労働関係法令遵守の表明状況	対応済	未対応	その他
賃金、労働時間、その他の労働条件を各労働者に書面で明示している。			
常時使用する労働者が10人以上の場合に、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知している。 (常時使用する労働者が10人未満のため作成していない場合は、「その他」を選択してください。)			

番号	従業員氏名	年齢	1時間 当たりの 賃金(円)	適用される 最低賃金		社会保険の加入状況						備考
				都道府県名	最低賃金額	雇用保険		健康保険		厚生年金		
						加入 有無	未加入 理由	加入 有無	未加入 理由	加入 有無	未加入 理由	
1												
2												
3												
14												
15												

※1 添付書類は求めない。

(※6)説明等に係る報告書

(説明等に係る報告書 条例第13条第2項・第3項、施行規則第10条2項関係)

令和 年 月 日

契約担当課等の長 殿

所在地
特定受注者の名称
代表者氏名

説明等に係る報告について

奈良県公契約条例第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 特定公契約の名称及び契約日

名 称 :
契約日 : 令和 年 月 日

2 説明内容又は提出資料

3 未提出の特定下請負者等への対応

①特定下請負者の名称

所在地
電話番号

②説明等を求めた日

③説明等を求めた方法

④説明等を求めた日以降の経過

(注) 3の③説明等を求めた方法と内容が判る書類を添付してください。

(※7)措置報告書

(措置報告書 条例第15条第2項・第3項、施行規則第12条第2項関係)

令和 年 月 日

契約担当課等の長 殿

所在地
特定受注者の名称
代表者氏名

措置報告について

奈良県公契約条例第15条の規定により、遵守のための措置を講じましたので、下記のとおり報告します。

記

1 特定公契約の名称及び契約日

名 称 :
契約日 : 令和 年 月 日

2 講じた措置及びその結果

3 未提出の特定下請負者等への対応

①特定下請負者等の名称
所在地

②措置報告を求めた日

③報告を求めた方法

④報告を求めた日以降の経過

(注) 3の③措置報告を求めた方法が判る書類を添付してください。